

議案第十五号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を別紙のように改正する。

昭和四十二年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年参月露貳日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の規定による別表の一部を次のように改める。

（別表）

区 分	報 酬 の 額
教育委員会	委員長 委員長代理 委員 年額 三、八〇〇〇円 三、二〇〇〇円 二、六〇〇〇円
選挙管理委員	日額 八〇〇円以内
固定資産評価審査委員会委員	日額 八〇〇円以内

農業委員	会長 年額 三八〇〇〇円 会長代理 年額 三三〇〇〇円 委員 年額 二六〇〇〇円
その他各種委員	日額 八〇〇円以内
温泉運営委員会委員	日額 八〇〇円以内

附 則

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。